

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年3月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260303	有限会社高新建材 (法人番号 5400002001950) 代表者高橋貴春	岩手県盛岡市黒川9 地割25番地4	滝沢営業所	岩手県滝沢市高屋敷平 13番40、13番41、13番 42	輸送施設の使用停 止(134日車)	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 15条第4項	令和7年10月9日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼 の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5 項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	14	14
20260306	有限会社佐藤運送 (法人番号 8400002007838) 代表者佐藤篤志	岩手県岩手郡岩手 町大字川口第26地 割10番地2	本社営業所	岩手県岩手郡岩手町大 字川口第26地割10番 地2	輸送施設の使用停 止(56日車)及び文 書警告	法第15条第1項第1 号、法第15条第4項	令和8年1月20日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果4件の違反が認められた。(1)乗務時間 等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条 第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する 特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、 (4)指導監督告示による運転者に対する運転適性 診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20260306	有限会社陸建設運輸 (法人番号 1430002056649) 代表者内村伸也	北海道余市郡仁木 町大江1丁目5番地1	秋田営業所	秋田県潟上市天王字追 分西26番地108	文書警告	法第15条第4項	令和8年2月17日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者 の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、 (2)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第 10条第1項)	0	0
20260310	岡田陸運株式会社 (法人番号 1380001012575) 代表者割谷明裕	福島県いわき市小 川町西小川字上居 合153番地	本宮営業所	福島県本宮市荒井字恵 向10-1	文書警告	法第15条第4項	令和8年2月13日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果1件の違反が認められた。(1)運転者の 指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20260311	太冷運輸企業組合 (法人番号 8420005003452) 代表者田中政之	青森県八戸市大字 白銀町字昭和町12 番地2	本社営業所	青森県八戸市大字白銀 町字昭和町12番地2	文書警告	法第15条第4項	令和8年2月24日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項)、(2)運行記録 計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運 転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)	0	0
20260313	有限会社神健運送 (法人番号 9420002013486) 代表者神健栄	青森県弘前市大字 神田3丁目3番地16	本社営業所	青森県弘前市大字神田 3丁目3番地16	輸送施設の使用停 止(66日車)	法第15条第1項第1 号、法第15条第1項 第2号、法第15条第 4項	令和7年10月17日、11月20日及び12月24日、監査 方針を端緒として監査を実施した結果5件の違反 が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違 反(安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修 受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)運行記録 計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運 転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規 則第23条第1項)	7	7

20260323	有限会社築田木材 (法人番号 7420002019155) 代表者築田剛	青森県上北郡七戸 町字舟場向川久保 355番地	本社営業所	青森県上北郡七戸町字 舟場向川久保355番地	文書警告	法第15条第4項	令和8年2月25日、監査方針を端緒として監査を実施した結果1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20260326	株式会社丸才 (法人番号 4400003000903) 代表者中新井田淳	岩手県久慈市長内 町第37地割15番地 23	本社営業所	岩手県久慈市長内町第 37地割15番地3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第15条第1項第2号、法第15条第4項	令和8年2月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。